

# 減免申請書の記載例

お住まいの区を担当する市税事務所  
(納税通知書等に記載されている市  
税事務所) を記入してください。

## 市民税・県民税減免申請書

提出年月日を記入してください。  
申請期限は下表のとおりですの  
で、ご注意ください。

受けようとする減免の内容  
に応じて、下表の項・号の番号  
を記入してください。

(宛先)名古屋市 <b>栄</b> 市税事務所長		令和 ●● 年 ×× 月 △△ 日
申請者 (納税義務者)	住所 <b>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</b>	住所・電話番号(日中に連絡が取れるもの)・氏名を記入してください。
	氏名 <b>名古屋 太郎</b>	
名古屋州市税減免条例第2条第1項第8号の規定に基づく市民税・県民税の減免を受けたいので、第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。		課税年度を記入してください。
所属年度	<b>〇〇</b> 年度	
減免を受けようとする事由	添付書類	* 処理欄

減免を受けようとする事由に応じて太枠内の事項を記載し、添付書類に☑してください。

- ・減免申請書及び添付書類の内容について、電話等で確認する場合があります。
- ・減免申請書は、減免を受けようとする事由ごとに提出していただく必要がありますので、2つ以上の減免を申請する場合は、それぞれ減免申請書を提出してください。ただし、減免額が大きいもののみが適用される場合があります。
- ・ご不明な点がありましたら、お住まいの区を担当する市税事務所にお問い合わせください。

### 〔名古屋州市税減免条例に基づく主な減免事項〕

項 号	減 免 該 当 者	減 免 額	申 請 期 限
1	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害等の程度により一定額を減免	次のいずれか遅い日(注) a 左の減免該当者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限 b その該当することとなった日の翌日から起算して30日を経過する日
2	生活保護法で定められた生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助または介護扶助を受けている方	扶助を受けている期間に納期限の到来する納付額またはその期間の初日の属する月の翌月から最終の月までの月割額の全部	
8	6月30日において、前年中の総所得金額が210万円以下の方のうち本年の見込額が前年の総所得金額の1/2以下になると認められる方	所得割額の50%	
9	雇用保険法で定められた基本手当の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方	基本手当の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	
10	雇用保険法で定められた高年齢求職者給付金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方	失業の認定日から所定給付日数分の日を経過する日までの日が属する月に到来する納期の納付額の全部	
11	雇用保険法で定められた特例一時金の受給資格を有する方で前年中の総所得金額が210万円以下の方	失業の認定日から所定給付日数分の日を経過する日までの日が属する月に到来する納期の納付額の全部	
12	雇用保険法で定められた日雇労働求職者給付金の受給資格を有する方	日雇労働求職者給付金の支給の対象となる日の属する月に到来する納期の納付額の全部	

(注) 申請期限欄の「該当することとなった日」については、1号では「災害の発生した日」、8号では「6月30日」、9号では「離職後最初に失業の認定を受けた日」、10号、11号では「失業の認定を受けた日」と読み替えてください。なお、「最初に到来する納期限」とは、原則として、給与からの特別徴収によって納付している方は「7月10日」、普通徴収によって納付している方は「6月30日」をいいます。